

懲 罰 規 程

本規程は（公財）日本サッカー協会懲罰規程（以下日本協会懲罰規程という）で懲罰権を委任された（公財）茨城県サッカー協会規律委員会（以下県協会規律委員会という）の懲罰に関する事項のうち第1種規律委員会（以下『本会』という）に係る事項について定めたものである。

第1条 [懲罰の種類]

第1種加盟団体（加盟チーム）又は個人（選手、監督、コーチ、役員、その他の関係者を含む）が次の各号のいずれかに該当する違反行為を行った時は日本協会懲罰規程に従って懲罰を受けるものとする。

- (1) 日本協会懲罰規程第4条（懲罰の種類）に定める事項
- (2) 日本協会懲罰規程第3節「競技および競技会における違反行為」に定める事項
- (3) 日本協会懲罰規程第5節「その他の違反行為」に定める事項

（懲罰の種類）

◆警告・退場・退席、戒告・けん責、罰金、社会奉仕活動、没収・賞の返還、一定数・一定期間・無期限・永久的な公式試合の出場停止及びサッカー活動の停止、除名等。

◆その他違反行為

試合放棄、施設等の破損行為、乱闘・喧嘩、公文書・選手証等の偽造・変造、無資格者の不正出場、差別、チーム・選手等による著しい違反行為（各種規程・規則の主旨に違反する等）

第2条 [(公財) 茨城県サッカー協会における懲罰]

- (1) （公財）茨城県サッカー協会は前第1条の事項について、日本協会懲罰規程第2条（都道府県等の司法機関における懲罰）に従い、懲罰を決定・適用することができる。

但し6か月以上等の重罰（出場停止処分、公的職務の停止、サッカー活動の停止・禁止等）を科す場合は、日本協会懲罰規程第3条2項(1)～(9)については決定権を持たず、（公財）日本サッカー協会に通知し、（公財）日本サッカー協会の規律委員会又は裁定委員会が決定・適用する。

- (2) 競技及び競技会、指導に関連した懲罰については、日本協会懲罰規程【別紙1】、【別紙2】及び【別紙3】の懲罰基準の運用に関する細則を適用する。

第3条 [本会における懲罰]

- (1) 本会は県協会規律委員会の統治を受けて、第2条の懲罰の内、2試合以内の出場停止・サッカー関連活動の停止を決定・適用することができる。
- (2) 3試合以上6か月未満の懲罰は県協会規律委員会に懲罰案を諮り、懲罰の決定・適用を受けるものとする。

第4条 [不服申立]

日本協会罰則規程第36条（不服申立可能な懲罰）に該当する場合は、日本協会罰則規程第6節により不服申立ができる。不服申立は当該の個人・チームが通告を受けた日を含め7日以内に必要な書類、手数料を添えて直接日本サッカー協会規律委員会に申し出ることができる。

(付 則)

1. 本規程は平成28年4月1日に全面改正し、同日より施行する。
2. 本規程は令和2年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
3. 本規程は令和3年4月1日に一部改正し、同日より施行する。